

令和元年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和元年10月10日(木)午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

4番 三須 清一

5番 大井 栄一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 欠席委員

3番 嶺岸 勝志

5. 出席事務局職員

局長 増田 浩四郎

次長 大井 一郎

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 我孫子市農地等の利用の最適化の指針施策等に関する意見書(案)
について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 4 号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 ただ今から令和元年第 10 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 大井栄一委員

6 番 大炊三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 4 号までの合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」で、1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、3 件です。

議案第 4 号は「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書（案）について」で、1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年 10 月 10 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,723m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約 787m です。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

所有権の移転で、農業経営規模を拡大するため農地を購入するものです。譲受人は〇市〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の所有者成年後見人弁護士の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。譲受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約5.3ヘクタールです。農作業従事日数は本人と母が年間300日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年10月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は460m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇の南東側約614mです。位置図は議案資料の9ページをご覧ください。

申請理由は、使用貸借権を設定し、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には建てられる土地の所有がないこと、及び、現在の借家生活が手狭になったこと、母名義の土地で使用貸借ができることからです。

事業費は建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、自己資金〇,〇〇〇万円、その他は住宅ローン会社の融資〇〇〇万円に対応するとしています。金融機関の事前審査の結果で確認しています。

他法令については都市計画法第 29 条が該当し、開発行為の許可申請を行っているところです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。

計画地は平たんで、埋め立て等の必要がありません。道路に接道し、母から使用貸借して利用するものです。汚水、雑排水は北側道路埋設管の下水道に接続し、給水は北側道路既設水道です。燃料も北側道路既設ガス管から引き込みで使用します。

雨水排水については宅内に浸透枥を 5 基設置し、宅内処理を行います。

なお、隣接農地はなく、隣地の宅地の所有者には説明済みとのことです。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第 2 調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年10月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は16ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・畑の二筆です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の地目・畑の二筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円です。

整理番号3番、使用賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の地目・畑の一筆です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.84ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間336日です。耕運機、トラクターを揃えています。

整理番号2番の借受者の経営面積は借受地のみで約0.56ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間300日です。耕運機、農用自動車を揃えています。

整理番号3番の借受者の経営面積は借受地のみで約0.51ヘクタールです。農業従事日数は本人が300日です。耕運機、農用自動車等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号1番から3番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号整理番号 1 番から 3 番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第 4 号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 4 号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」に対するこの会の意見を求めます。提出日令和元年 10 月 10 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明いたします。議案資料は別紙資料の 1 になります。

農業委員会等に関する法律第 38 条に基づき、関係行政機関等に対する農業委員会の意見書を提出するものです。内容は

1. 遊休農地の解消・担い手への農地利用集積及び新規参入の促進について

(1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に各改良区と連携して、遊休農地の解消を進めていただきたい。

(2) 台地部の畑地については担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に遊休農地の解消を進めていただきたい。

(3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手育成のための各種の農業振興策と連携して遊休農地対策を進めていただきたい。

(4) 関係機関と連携をとって復元施策を積極的に活用していただきたい。

(5) 相続等による遊休農地の発生の把握に努め、遊休農地になる前の対応を図っていただきたい。

2. 「国営総合農地防災事業」の円滑な実施の措置について

地区内の基幹的な用排水施設は昭和 21 年から昭和 43 年に前歴事業の国営干拓事業「手賀沼地区」により整備され、農業の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、近年の流域開発に伴うピーク排水量の増加や地盤沈下の影響により排水機能が低下し、農地の灌水被害が拡大している状況です。

また、用水機場も地盤沈下等の影響により用水機能が低下し、適切な用水管理や安定した取水に支障を来しております。

このような中、用排水施設の機能回復を目的として平成 28 年度から「国営総合農地防災事業」が動き始めました。令和元年度と 2 年度につきましては全体実施設計を行い、その中で同意徴集事務も行うこととなります。

早期事業化に向けての取り組みの推進をしていただきたい。

3. 稲作の病害虫の防除のため従前より実施してきた空中散布の再開について

我孫子市は減農薬、減化学肥料の取り組みを推進し「ちばエコ農産物」の認証を受けた農業者が増加傾向にあること、農薬取締法を遵守する点から周辺の野菜などへの農薬の飛散防止に尽力していること、都市化の進む中で住宅地への飛散及び事故防止を行うこと等の観点から、平成 18 年より水稲における農薬の空中散布を行っていません。

しかし、ここ数年カメムシによる水稲被害が地域によっては甚大であり、米の等級が下がるなど農業経営を圧迫している状況です。この状況を解決するために減農薬や無農薬で作物を栽培している農業者へ配慮しつつ、全市的に空中散布を再開していただきたい。

4. 農業委員会事務体制の強化について

平成 21 年の農地法の改正、平成 27 年度の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の業務は農地利用集積を初め、耕作放棄地の実態把握と解消など、質、量ともに増大しています。また、法令事務の執行においては、一層の透明性、公平性の確保が求められています。農業委員会の果たす役割とその責任が大きくなる中で業務をさらに適正に執行していくために、専任局長の配置を含めた事務局体制の強化充実をしていただきたい。

以上が意見書の内容となります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 ここでちょっと暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

これより議案第 4 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。
中野栄委員。

中野栄委員 3 番の稲作の病害虫の防除のための従前より実施してきた空中散布の再開についての項目で、ぜひ空中散布は再開していただきたいと思います。それと共に、空中散布は 1 回でどうしても防ぎきれないところがあるので、できたら農薬等の補助や機器使用についての資格等取得に対しての補助などをお願いしたいと思います。

三須清一会長 事務局。

事務局 今、中野委員から3番の文言について追加修正したいという意見がありましたので、3番の最後のところは、全市的に空中散布を再開すること、また、それに伴う補助事業の拡大をしていただきたいというふうに修正したいと思います。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決します。ただいまの中野委員の意見を踏まえ、意見書(案)を修正し提出することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり提出することに決定いたしました。大井調査会長には自席に戻っていただきます。

(大井栄一調査会長が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。転用目的・事由は2件とも共同住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。届出事由は5件が住宅で、2件が共同住宅です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は「生産緑地のあっせんについて」です。鈴木係長より説明いたします。

鈴木光一農地係長 それでは説明いたします。別紙資料の2番をご覧ください。

令和元年7月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました。この〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑、面積約 749m²、所有者〇〇さんの生産緑地について市へ買い取りの申し出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申し出地の概要は別紙資料2の2ページをご覧ください。

ここの2番になるんですけども、買い取りの希望価格は〇億円となっております。案内図は資料の4ページでございます。この場所の生産緑地を〇億円で買い取りたい農業従事者がもしいらっしゃいましたら、11月18日の月曜日までに事務局にご連絡をいただきたいと思っております。

以上です。

事務局 事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号まで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会令和元年第10回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人